

紋別市交通災害共済制度の手引き

◆会員資格 ～加入できる方～

紋別市内に居住し、紋別市に住民登録をされている方であれば会員資格を有しており、年齢に関係なく誰でも加入できます。

※加入後に市外に転出及び居住となった場合は、会員資格が失われますが、当該加入の期間中に再び上記要件を満たした場合は、資格喪失期間を除き、効力を有するものとする。

◆共済会費額

会費は1人につき年額500円で、既納の会費は還付しません。
※途中加入者につきましても同額です。

◆共済期間

4月1日から翌年3月31日までです。ただし、4月1日以降に加入された方は、窓口で受理された日時から翌年3月31日までとなります。

◆加入申込み方法

加入申込みは、市役所市民協働課交通安全係（本庁舎1階）、渚滑出張所、上渚滑支所の各窓口で受付をしています。
市内町内会、企業など各団体にて取りまとめている場合もありますので、ご不明な点がございましたら窓口にお問い合わせください。

◆見舞金の対象となる交通事故

日本国内で発生した交通事故で自動車、原動機付自転車、軽車両、鉄道など（道路交通法第2条第8号に規定する車両及び鉄道事業法又は軌道法の適用を受ける鉄道若しくは、軌道により走行する車両）による人身事故が対象となります。

◆見舞金が制限される場合

1. 自殺又は犯罪を目的とした運転の場合は支給しません。
2. 道路交通法第64条に規定する無免許運転の場合は支給しません。
3. 道路交通法第65条に規定する酒気帯運転の場合は支給しません。
※上記の運転目的又は違法運転の事実を知りながら同乗し、災害を受けた場合は当該同乗者に係る見舞金は支給しません。
4. 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に起因する交通事故の場合は支給しません。
5. 上記に定めるもののほか、対象となった交通事故が、その者の故意又は重大な過失によるものであると認められたときは支給を制限する場合があります。

◆共済見舞金の請求方法

☆共済見舞金は会員のみ対象となるものです。

交通災害共済見舞金・弔慰見舞金請求書に必要事項を記載し、次の書類を添えて提出してください。（市役所市民協働課交通安全係、渚滑出張所、上渚滑支所にも請求書の用紙があります。）

- (1) 会員証兼領収書 (2) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書
原本又は電車等の運行による事故の事実が確認できる証明書原本
- (3) 紋別市交通災害共済診断書又はこれに準ずる診断書

※死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書

- (4) 事故状況説明書 (5) 宣誓書 (6) 住民票
- (7) 遺族が請求する場合には、その遺族と会員との関係を証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

※但し、日本国内において18歳以下が運転する自転車の人身事故により傷害を受けた場合、12等級または13等級に該当する場合には、上記共済見舞金請求方法にある自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書を省略することができます。
その場合は事故状況説明書へ、事故の詳細を記載していただくこととなりますのでご了承ください。

- 注1) 共済見舞金を受けたものが当該傷害を受けた日から1年以内にその傷害の程度が上位の等級に移行したときは、請求により移行した等級の共済見舞金との差額を支給します。
但し、上位等級移行で死亡の場合は、その死亡が事故発生の日から180日以内のときに限ります。
- 注2) 共済見舞金の請求をすることができる期間は事故の発生したときから3年以内です。

◆弔慰見舞金の請求方法

☆弔慰見舞金は会員資格を有し、本交通災害共済未加入の者が交通事故で死亡した際、その遺族が対象となるものです。
交通災害共済見舞金・弔慰見舞金請求書に必要事項を記載し、次の書類を添えて提出してください。（市役所市民協働課交通安全係、渚滑出張所、上渚滑支所にも請求書の用紙があります。）

- (1) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書又電車等の運行による事故の事実が確認できる証明書
- (2) 死亡診断書又は死体検案書
- (3) 事故状況説明書 (4) 宣誓書 (5) 住民票
- (6) 死亡者と遺族の関係を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 注1) 当該交通事故発生の日から180日以内に死亡したものに限りです。
注2) 弔慰見舞金の請求をすることができる期間は死亡のときから1年以内です。

◆その他

※紋別市交通災害共済制度では、道路交通法第2条第1号に規定する道路上及び鉄道事業法又は軌道法の適用を受ける鉄道・軌道上において発生した人身事故で、警察等の事故処理が行われ、交通事故証明書を受けられるものが原則、対象となりますので、ご注意願います。

※上記枠内の但し書きに記載する事項につきましては、交通事故証明書を省略することはできませんが、警察への報告を推奨いたします。

◆共済見舞金
基準額表

等級	傷害程度	見舞金基準額
1等級	死亡した場合	150万円以内
2等級	366日以上の入院をした場合	75万円以内
3等級	治療実日数366日以上の傷害を受けた場合	52.5万円以内
4等級	治療実日数271日以上365日以内の傷害を受けた場合	37.5万円以内
5等級	治療実日数181日以上270日以内の傷害を受けた場合	30万円以内
6等級	治療実日数151日以上180日以内の傷害を受けた場合	22.5万円以内
7等級	治療実日数121日以上150日以内の傷害を受けた場合	18万円以内
8等級	治療実日数91日以上120日以内の傷害を受けた場合	15万円以内
9等級	治療実日数61日以上90日以内の傷害を受けた場合	12万円以内
10等級	治療実日数31日以上60日以内の傷害を受けた場合	10.8万円以内
11等級	治療実日数8日以上30日以内の傷害を受けた場合	7.2万円以内
12等級	入院実日数1日以上かつ治療実日数7日以内の傷害を受けた場合	3.6万円以内
13等級	通院実日数7日以内の傷害を受けた場合	2万円以内

※治療実日数とは、入院実日数及び通院実日数を合算した日数をいう。

◆弔慰見舞金額

会員以外の者が死亡した場合 ※遺族の代表者へ	5千円
------------------------	-----

注)令和2年4月1日前に発生した交通事故については、旧制度が適用となります。

～このような交通事故の傷害に対して見舞金が支給されます。～



ドライブ中の衝突事故



散歩中にはねられた



道路で電柱にぶつかった



自動車による事故



二輪車走行中の事故



バイク、自転車にはねられた



バイク、自転車にはねられた



二輪車同士の衝突事故



自転車乗車中の怪我

※上記は共済見舞金の対象例の一部です。

【お問い合わせ】

紋別市役所市民生活部市民協働課交通安全係

住所 紋別市幸町2丁目1-18 電話 0158-24-2111 (内線243)

《加入申込取扱い窓口》

- ① 市役所庁舎内交通安全係(上記)
- ② 渚滑出張所
- ③ 上渚滑支所

紋別市

交通災害共済

交通災害共済は会員同志が助け合う制度です

お得な会費で見舞金
が充実してるね!

家族みんな加入
しましょう!

年会費
500円
ひとり年間500円です。
途中加入も同額です。

見舞金
最高
150万円
※死亡の場合

共済見舞金

1等級・・・150万円以内	8等級・・・15万円以内
2等級・・・75万円以内	9等級・・・12万円以内
3等級・・・52.5万円以内	10等級・・・10.8万円以内
4等級・・・37.5万円以内	11等級・・・7.2万円以内
5等級・・・30万円以内	12等級・・・3.6万円以内
6等級・・・22.5万円以内	13等級・・・2万円以内
7等級・・・18万円以内	

弔慰見舞金

..... 5千円

~~~~~ 共済期間 ~~~~~

4月1日～翌年3月31日

申込みは2月より本庁舎交通安全係・渚滑出張所・上渚滑支所の窓口にて受付いたします。

※共済期間中であれば途中加入可能です。

※その他詳しいことは窓口でおたずねください。